

# 奈良市公報

第 3 1 6 号

(平成27年4月前半分)

平成27年9月2日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
- 徴収事務の委託…………… 1
- 奈良市地域福祉推進会議設置要綱を廃止する告示…………… 2
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 2
- 放置自動車の保管…………… 2
- 徴収事務の委託…………… 2
- 道路の位置指定…………… 4
- 奈良市指定管理者選定委員会設置要綱を廃止する告示…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 徴収事務の委託…………… 4
- 住居番号の設定…………… 4
- 公有財産の売払い…………… 5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 一般競争入札の実施…………… 6
- 奈良市入札監視委員会設置要綱を廃止する告示…………… 6
- 奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱…………… 6
- 老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 奈良市食育推進会議設置要綱を廃止する告示…………… 7
- 奈良市地域保健推進協議会設置要綱を廃止する告示…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 7
- なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱を廃止する告示…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 国土調査の実施…………… 8
- 配当計算書の公示送達…………… 8
- 差押調書の公示送達…………… 8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9
- 建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 10

### 教育委員会

○定例教育委員会の開催……………12

### 農業委員会

○農地部会の招集……………12

### 議 会

○議員の辞職……………12

## 告 示

### 奈良市告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成27年1月19日  
奈良市指令都整開 第14A-33号  
平成27年3月26日  
奈良市指令都整開 第14A-33-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成27年4月2日 第1458号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中町4751番1、4751番2及び4751番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
天理市田部町296番地  
今田 敏夫  
天理市永原町280番地  
日野 一男

(平成27年4月2日揭示済)

### 奈良市告示第239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 受託者・徴収事務

| 受託者                                       | 徴収事務                              |
|---|-----------------------------------|
| 奈良市三条本町8番1号<br>奈良市市街地開発株式会社<br>取締役社長 津山恭之 | 奈良市営JR奈良駅第1<br>駐車場<br>奈良市営JR奈良駅第2 |

駐車場  
使用料

3 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで  
(平成27年4月2日揭示済)

奈良市告示第240号

奈良市地域福祉推進会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域福祉推進会議設置要綱を廃止する告示  
奈良市地域福祉推進会議設置要綱（平成18年奈良市告示第518号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月2日から施行する。  
(平成27年4月2日揭示済)

奈良市告示第241号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生する濃縮塩をローリー車（積載量10トン以下）又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
- (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
- (3) 委託期間 平成27年5月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 濃縮塩（液状） 約3.2トン／日  
(対水比重1:1)

以下省略

(平成27年4月3日揭示済)

奈良市告示第242号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車（積載量10トン以下）により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
- (2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託
- (3) 委託期間 平成27年5月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 カルシウム汚泥（脱水ケーキ）  
約0.1トン／日

以下省略

(平成27年4月3日揭示済)

奈良市告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第67条の2の規定により、次のとおり車両を移動し保管したので、同条第4項の規定により告示します。

平成27年4月6日

奈良市長 仲川元庸

1 保管した車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号

|      |              |
|------|--------------|
| 車名   | ホンダ（ストリーム）   |
| 型式   | LA-RN3       |
| 塗色   | 白            |
| 登録番号 | 大阪 503 そ 510 |

- 2 放置されていた場所及びその車両を移動した日  
奈良市法華寺町地内 奈良市道北部第499号線上  
平成27年4月4日
- 3 保管を始めた日及び保管の場所  
平成27年4月4日  
奈良市西九条町五丁目地内保管所
- 4 返還を受ける際の連絡先  
奈良市建設部土木管理課（電話0742-34-4893）  
(平成27年4月6日揭示済)

奈良市告示第244号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月6日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

|       |                  |
|-------|------------------|
| 受 託 者 | 徴 収 事 務          |
|       | 奈良市ならまちセンター施設使用料 |

|  |  |
|--|--|
| 奈良市二条大路南一丁目1番1号<br>一般財団法人奈良市総合財団<br>理事長 津山恭之 | 奈良市ならまちセンター備品使用料                       |
|  | 奈良市ならまちセンター駐車場使用料                      |
|  | 奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館施設使用料          |
|  | 奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館備品使用料          |
|  | 奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館大和のわらべうた全集売払収入 |
|  | なら100年会館施設使用料                          |
|  | なら100年会館備品使用料                          |
|  | 奈良市美術館展示室使用料                           |
|  | 奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料                        |
|  | 入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料                      |
|  | 入江泰吉記念奈良市写真美術館施設使用料                    |
|  | 入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料                   |
|  | 入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料               |
| 入江泰吉旧居入館料                                    |  |
| 奈良市三条本町8番1号<br>奈良市市街地開発株式会社<br>取締役社長 津山恭之    | なら100年会館駐車場使用料                         |
| 奈良市高畑町1096<br>株式会社 奈良ホテル<br>代表取締役社長 中村 仁     | 名勝大乘院庭園文化館施設使用料                        |

2 委託の期間

| 委託の期間                   | 徴収事務                                   |
|-------------------------|--|
| 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで | 奈良市ならまちセンター施設使用料                       |
|                         | 奈良市ならまちセンター備品使用料                       |
|                         | 奈良市ならまちセンター駐車場使用料                      |
|                         | 奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館施設使用料          |
|                         | 奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館備品使用料          |
|                         | 奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館大和のわらべうた全集売払収入 |
|                         | なら100年会館施設使用料                          |
|                         | なら100年会館備品使用料                          |
|                         | 奈良市美術館展示室使用料                           |
|                         | なら100年会館駐車場使用料                         |
| 平成27年3月1日から平成31年3月31日まで | 入江泰吉旧居入館料                              |
| 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで | 奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料                        |
|                         | 入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料                      |
|                         | 入江泰吉記念奈良市写真美術館施設使用料                    |
|                         | 入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料                   |
|                         | 入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料               |
|                         | 名勝大乘院庭園文化館施設使用料                        |

(平成27年4月6日揭示済)

**奈良市告示第245号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年4月6日

奈良市長 仲川元庸

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市中山町1523番の1            |
| 申請者氏名 | ハウスバンク株式会社<br>代表取締役 金上 勉 |
| 道路の位置 | 奈良市神殿町170番の一部            |
| 道路の幅員 | 最大6.00m 最小6.00m          |
| 道路の延長 | 23.56m                   |
| 指定年月日 | 平成27年4月6日                |
| 指定番号  | 第H2612号                  |

(平成27年4月6日揭示済)

**奈良市告示第246号**

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱（平成19年奈良市告示第157号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月6日から施行する。

(平成27年4月6日揭示済)

**奈良市告示第247号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成27年4月5日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

- ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円

(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111 代表

(平成27年4月6日揭示済)

**奈良市告示第248号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年4月6日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

| 受託者  | 徴収事務  |
|--|---|
| 大阪市中央区北浜2丁目5番23号<br>小寺プラザ12階<br>弁護士法人 関西法律特許事務所<br>社員弁護士 村林 隆一 | 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）、奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）、奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）、奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）、奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）、奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）に基づき賃貸した住宅家賃を滞納した退去者に係る使用料 |

2 委託の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(平成27年4月6日揭示済)

**奈良市告示第249号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21

号) 第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年4月7日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成27年4月7日揭示済)

奈良市告示第250号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

(土地8件)

| 物件番号 | 名称       | 所在       | 地番      | 地目 | 地積      | 予定価格       | 入札保証金     |
|------|----------|----------|---------|----|---------|------------|-----------|
| 土地-1 | 東之阪町宅地   | 奈良市東之阪町  | 416-24  | 宅地 | 306.27㎡ | 5,400,000  | 540,000   |
| 土地-2 | 青山六丁目宅地  | 奈良市青山六丁目 | 3-19    | 宅地 | 263.12㎡ | 16,000,000 | 1,600,000 |
| 土地-3 | 青山六丁目宅地  | 奈良市青山六丁目 | 3-21    | 宅地 | 283.24㎡ | 16,000,000 | 1,600,000 |
| 土地-4 | 古市町宅地(1) | 奈良市古市町   | 1215-17 | 宅地 | 198.38㎡ | 5,560,000  | 560,000   |
| 土地-5 | 古市町宅地(2) | 奈良市古市町   | 1647-10 | 宅地 | 209.89㎡ | 5,760,000  | 580,000   |
| 土地-6 | 古市町宅地(3) | 奈良市古市町   | 1647-11 | 宅地 | 255.56㎡ | 6,810,000  | 690,000   |
| 土地-7 | 古市町宅地(4) | 奈良市古市町   | 1673-11 | 宅地 | 243.29㎡ | 6,230,000  | 630,000   |
| 土地-8 | 古市町宅地(5) | 奈良市古市町   | 1673-12 | 宅地 | 186.61㎡ | 5,170,000  | 520,000   |

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年4月7日揭示済)

奈良市告示第251号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                   | 変更後                      |
|------------|-----------------------|--------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 中章<br>奈良市和田町<br>624番地 | 大谷 正利<br>奈良市和田町<br>703番地 |

2 変更の年月日

平成27年4月1日

(平成27年4月7日揭示済)

奈良市告示第252号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                           | 変更後                            |
|------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 三好 敏光<br>奈良市東登美ヶ丘<br>四丁目17番8号 | 上平 敬二<br>奈良市東登美ヶ丘<br>四丁目15番18号 |

2 変更の年月日

平成27年4月1日

(平成27年4月7日揭示済)

奈良市告示第253号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年12月5日 奈良市指令都整開 第14A-28号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年4月7日 第1459号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町639番4の一部、644番1及び644番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西木辻町91番地の4

山田 行伸

(平成27年4月7日揭示済)

**奈良市告示第254号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月7日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成27年4月7日

## 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成27年4月7日揭示済)

**奈良市告示第255号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年4月8日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市本庁舎総合管理業務委託

(2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市本庁舎

(3) 業務期間 平成27年5月1日から平成29年5月31日まで

(4) 業務概要 奈良市本庁舎総合管理業務委託 一式  
以下省略

(平成27年4月8日揭示済)

**奈良市告示第256号**

奈良市入札監視委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市入札監視委員会設置要綱を廃止する告示

奈良市入札監視委員会設置要綱（平成22年奈良市告示第606号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月9日から施行する。

(平成27年4月9日揭示済)

**奈良市告示第257号**

奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱を次のように定める。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴取するため、奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 総合戦略の策定に関すること。

(2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果検証に関すること。

(3) その他前2号に関連すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験のある者

(2) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、5年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月9日から施行する。

(平成27年4月9日揭示済)

**奈良市告示第258号**

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示

老人ホームへの入所措置等実施要綱（昭和62年奈良市告

示第105号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(入所判定)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、老人ホームへの入所措置の要否を判定するため、入所措置の開始、変更に当たっては、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)別表に掲げる老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

第9条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月9日から施行する。

(平成27年4月9日揭示済)

**奈良市告示第259号**

奈良市食育推進会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市食育推進会議設置要綱を廃止する告示

奈良市食育推進会議設置要綱(平成19年奈良市告示第155号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月9日から施行する。

(平成27年4月9日揭示済)

**奈良市告示第260号**

奈良市地域保健推進協議会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸  
奈良市地域保健推進協議会設置要綱を廃止する告示  
奈良市地域保健推進協議会設置要綱(平成14年奈良市告示第136号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月9日から施行する。

(平成27年4月9日揭示済)

**奈良市告示第261号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年4月9日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年4月9日揭示済)

**奈良市告示第262号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成27年4月10日

奈良市長 仲川元庸

| 区域                 | 区分                        | 月日(曜日)               | 時間                        | 場所            |
|--------------------|---------------------------|----------------------|---------------------------|---------------|
| 月ヶ瀬地区及び都祁地区を除く市内全域 | 質量計                       | 5月13日(水)から6月30日(火)まで | 午前9時30分から午後4時まで           | 質量計の所在場所      |
|                    |                           | 7月1日(水)              | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 奈良県農業協同組合田原支店 |
|                    |                           | 7月2日(木)              | 午前10時から正午まで               | 柳生公民館         |
|                    |                           |                      | 午後1時30分から午後3時30分まで        | 東部出張所         |
|                    |                           | 7月6日(月)              | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 鼓阪小学校         |
|                    |                           | 7月7日(火)              | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 平城連絡所         |
|                    |                           | 7月8日(水)              | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで | 都跡公民館         |
|                    |                           | 7月9日(木)              | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで | 南部公民館         |
|                    |                           | 7月13日(月)             | 午前10時から正午まで               | 伏見連絡所         |
| 7月14日(火)           | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 富雄公民館                |                           |               |

|  |  |                               |          |
|--|--|-------------------------------|----------|
|  | 7月15日(水)から<br>7月17日(金)まで               | 午前10時から正午まで及び午後1時から<br>午後3時まで | ならまちセンター |
|  | 7月21日(火)                               | 午前10時から正午まで及び午後1時から<br>午後4時まで | 鶴舞小学校    |
|  | 7月22日(水)                               | 午前10時から正午まで及び午後1時から<br>午後3時まで | 佐保小学校    |
|  | 7月23日(木)                               | 午後1時から午後3時まで                  | 春日公民館    |
|  | 7月24日(金)及び<br>7月27日(月)から<br>7月29日(水)まで | 午前10時から正午まで及び午後1時から<br>午後3時まで | 奈良市計量検査所 |

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において行う。

(平成27年4月10日揭示済)

**奈良市告示第263号**

なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年4月10日

奈良市長 仲川元庸

なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱を廃止する告示

なら歴史まちづくり推進協議会設置要綱(平成25年奈良市告示第836号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月10日から施行する。

(平成27年4月10日揭示済)

**奈良市告示第264号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年4月10日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年4月10日揭示済)

**奈良市告示第265号**

国土調査を行うので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月13日

奈良市長 仲川元庸

1 事業計画が決定された年月日

平成27年4月13日(担農第86号)

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市都祁小山戸町及び都祁相河町の各一部の地域

4 調査期間

平成27年4月13日から平成28年3月31日まで

(平成27年4月13日揭示済)

**奈良市告示第266号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月13日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

配当計算書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(平成27年4月13日揭示済)

**奈良市告示第267号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月13日



奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成27年4月13日揭示済)

奈良市告示第268号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年4月13日

奈良市長 仲川 元庸

| 指定介護機関      |                   | 施設又は実施する事業の種類        | 指定年月日     |
|-------------|-------------------|----------------------|-----------|
| 名称          | 所在地               |                      |           |
| 開設者         |                   | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護 | 平成27年4月1日 |
| 名称          | 主たる事務所の所在地        |                      |           |
| 元気サポート 和ごころ | 奈良県奈良市南永井町405番地   |                      |           |
| 株式会社 和ごころ   | 奈良県山辺郡山添村遅瀬1208番地 |                      |           |

(平成27年4月13日揭示済)

ての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第269号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により同条第1項ただし書の規定による特例許可につい

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 期    | 日     | 平成27年5月11日(月曜日)午後7時から(1時間程度)                                       |
| 場    | 所     | 奈良市右京三丁目18番<br>奈良市右京地域ふれあい会館 集会室                                   |
| 申請内容 | 申請の要旨 | 第一種低層住居専用地域内における集会所(右京地域ふれあい会館)の増築工事について                           |
|      | 申請者   | 奈良市長 仲川 元庸   |
|      | 申請場所  | 奈良市右京三丁目18番  |
|      | 建築物概要 | 敷地面積 19,998.20㎡<br>増築部分の建築面積 259.76㎡<br>増築部分の延べ面積 223.81㎡<br>階数 1階 |

- 1 この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- 2 この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部建築指導課までお問い合わせください。  
電話:0742-34-4750(直通)

(平成27年4月14日揭示済)

- 2 移動年月日  
平成27年4月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成27年4月14日揭示済)

奈良市告示第270号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年4月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

奈良市告示第271号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年4月15日

奈良市長 仲川 元庸

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地                     | 廃止年月日      |
|--------------|------------------------------|------------|
| きょうこころのクリニック | 奈良県奈良市学園北一丁目14-13 メディカル学園前3階 | 平成27年2月28日 |

|                   |                                   |            |
|-------------------|-----------------------------------|------------|
| 大和西大寺きょうこころのクリニック | 奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63<br>サンワシティ西大寺3階 | 平成27年2月28日 |
|-------------------|-----------------------------------|------------|

(平成27年4月15日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年4月15日

**奈良市告示第272号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地                    | 指定年月日     |
|--------------|-----------------------------|-----------|
| きょうこころのクリニック | 奈良県奈良市西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス2階 | 平成27年3月1日 |

(平成27年4月15日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年4月15日

**奈良市告示第273号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関             |                            | 施設又は実施する事業の種類  | 指定年月日     |
|--------------------|----------------------------|--|-----------|
| 名称                 | 所在地                        |  |           |
| 開設者                |                            |  |           |
| 名称                 | 主たる事務所の所在地                 |  |           |
| 医療法人志成会 民上歯科診療所    | 奈良県奈良市西御門町27番地1 奈良三和東洋ビル3階 | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                 | 平成27年2月7日 |
| 医療法人志成会            | 奈良県奈良市西御門町27番地1 奈良三和東洋ビル3階 |  |           |
| あすならホーム西の京安心ケアシステム | 奈良県奈良市六条二丁目20-67           | 定期巡回随時対応型訪問介護看護  | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人協同福祉会        | 奈良県大和郡山市宮堂町青木160番7         |  |           |
| 百生の郷               | 奈良県奈良市中ノ川町405番地の3          | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護   | 平成27年4月1日 |
| 株式会社百生             | 奈良県奈良市中ノ川町405番地の3          |  |           |
| 株式会社カワサキ           | 奈良県奈良市京終地方西側町13-7          | 居宅 福祉用具貸与<br>居宅 特定福祉用具販売<br>介護予防 福祉用具貸与<br>介護予防 特定介護予防福祉用具販売 | 平成27年4月1日 |
| 株式会社カワサキ           | 奈良県奈良市京終地方西側町13-7          |  |           |
| にぎわい倶楽部ロン          | 奈良県奈良市平松一丁目32番25-1号        | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護   | 平成27年4月1日 |
| ヒューマンヘリテージ株式会社     | 奈良県奈良市大宮町七丁目1番67号          |  |           |
| デイサービス八重桜押熊        | 奈良県奈良市押熊町560番地             | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護   | 平成27年4月1日 |
| 株式会社八重桜            | 奈良県奈良市法蓮町410番地の2           |  |           |

|                           |                     |   |           |
|---------------------------|---------------------|---|-----------|
| よりあい処れん                   | 奈良県奈良市法蓮町973番地      | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護                        | 平成27年4月1日 |
| 有限会社ブリーアン                 | 奈良県奈良市石木町41番1号      |   |           |
| 特別養護老人ホームあじさい園宝           | 奈良県奈良市南肘塚町99番1      | 施設 介護老人福祉施設<br>居宅 短期入所生活介護<br>介護予防 短期入所生活介護 | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人晃宝会                 | 奈良県奈良市茗荷町808番地1     |   |           |
| デイ&ナイト訪問サービス八重桜           | 奈良県奈良市法蓮町410番地の2    | 定期巡回随時対応型訪問介護看護                             | 平成27年4月1日 |
| 株式会社八重桜                   | 奈良県奈良市法蓮町410番地の2    |   |           |
| 特別養護老人ホームサンライフ西大寺         | 奈良県奈良市西大寺南町1番28号    | 施設 介護老人福祉施設<br>居宅 短期入所生活介護<br>介護予防 短期入所生活介護 | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人サンライフ               | 奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1 |   |           |
| サンライフ西大寺ケアプラ<br>ンセンター     | 奈良県奈良市西大寺南町1番28号    | 居宅介護支援事業（介護計画作成）                            | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人サンライフ               | 奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1 |   |           |
| デイ・サンライフ西大寺               | 奈良県奈良市西大寺南町1番28号    | 居宅 通所介護<br>介護予防 通所介護                        | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人サンライフ               | 奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1 |   |           |
| サンライフ西大寺ヘルパー<br>ステーション    | 奈良県奈良市西大寺南町1番28号    | 居宅 訪問介護<br>介護予防 訪問介護                        | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人サンライフ               | 奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1 |   |           |
| 特定施設入居者生活介護ケ<br>アハウス八重垣園  | 奈良県奈良市大倭町5番27号      | 居宅 特定施設入居者生活介護<br>介護予防 特定施設入居者生活介護          | 平成27年4月1日 |
| 社会福祉法人大倭安宿苑               | 奈良県奈良市大倭町5番27号      |   |           |
| けいはんな定期巡回・随時<br>対応型訪問介護看護 | 奈良県奈良市二名三丁目952-1    | 定期巡回随時対応型訪問介護看護                             | 平成27年4月1日 |
| 株式会社けいはんなヘルパ<br>ーステーション   | 奈良県奈良市二名三丁目952-1    |   |           |

(平成27年4月15日揭示済)

**教育委員会****奈良市教育委員会告示第25号**

平成27年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年4月8日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

- 1 日時  
平成27年4月14日（火）  
午前10時00分から
- 2 場所  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告  
(1) 第69回市民体育大会の開催について  
議事  
議案第1号 平成27年度学校施設開放運営協議会委員及び管理指導員の委嘱について  
その他  
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 3月～4月  
(2) 平成27年4月教員人事異動総括について  
(平成27年4月8日揭示済)

**農業委員会****奈良市農業委員会告示第7号**

奈良市農業委員会平成27年4月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年4月7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 西井隆

- 1 日時  
平成27年4月14日（火） 午後1時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件  
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について  
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（3月専決処理分）  
(3) 水田利用転換届出について（3月専決処理分）  
(4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

(5) 知事許可について（3月許可分）

(平成27年4月7日揭示済)

**議 会****奈良市議会告示第14号**

平成27年4月3日、奈良市議会議員 山中益敏 が辞職しました。

平成27年4月3日

奈良市議会議長  
土田敏朗  
(平成27年4月3日揭示済)